

平成29年度中の兵庫県下の障害福祉サービス事業者等の処分案件

処分者	サービス名	取消・効力停止日	処分	概要	主な処分理由
兵庫県	就労継続B型	H29.6.30	指定取消	不正請求	利用がないにもかかわらずサービスの提供を行ったとして、複数回にわたり架空請求し、不正に報酬を受け取った。
				虚偽申請	勤務実態のない従業員を常勤職員として虚偽の変更届を行った。サービス管理責任者が他の支援業務を兼務する等の人員基準違反があった。
	児童発達支援 放課後等デイサービス	H29.6.30	指定取消	不正請求	人員配置基準違反にも関わらず、関連する加算を請求し、不正に報酬を受け取った。
				虚偽申請	実際には勤務をしない従業員を、常勤・専従として装い、指定にあたり虚偽申請を行った。
	児童発達支援 放課後等デイサービス	H29.9.30	指定取消	不正請求 虚偽申請	利用がないにもかかわらずサービスの提供を行ったとして、複数回にわたり架空請求し、不正に報酬を受け取った。また、勤務実態がないにも関わらず児童発達支援管理責任者を配置したと虚偽報告し、関連する報酬を請求し、不正に受け取った。
				不正請求	利用者不在にもかかわらずサービスを提供したとして架空請求し、不正に報酬を受け取った。
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	H30.3.15	指定取消	不正請求	指定後、基準を満たす人員が配置されていなかった。
				人員基準違反	
生活介護 就労移行支援 就労継続支援	H30.3.31	指定取消	不正請求	実際に勤務をしないサービス管理責任者で虚偽申請を行い、事業者指定を受けた。また、勤務実態がないにも関わらず関連する加算等を請求し、不正に報酬を受け取った。	
放課後等デイサービス	H30.3.31	指定取消	不正請求	児童発達支援管理責任者として果たすべき一連の責務を全く行わないにもかかわらず、関連する報酬を請求し、不正に受け取った。	
放課後等デイサービス	H30.3.31	指定取消	不正請求	児童発達支援管理責任者について常勤専従での勤務実績がないにもかかわらず、関連する報酬を請求し、不正に受け取った。	
神戸市	居宅介護 重度訪問介護	H29.12.18	指定取消	不正請求	サービスを提供していないにもかかわらず、不正に報酬を請求し受領した。
姫路市	居宅介護 重度訪問介護	H29.6.12	一部効力停止 (6ヶ月)	虚偽報告	サービス提供を行っていない別の訪問介護員の氏名で「サービス実施記録」等を虚偽作成し提示した。
				虚偽答弁	実際にはサービス実施記録の虚偽作成を行っていたにもかかわらず、虚偽の答弁を行った。
	居宅介護 重度訪問介護	H29.10.23	全部効力停止 (6ヶ月)	不正請求 虚偽報告	サービスを提供していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、これを受領した。 72 監査において虚偽のサービス提供記録を提出した。

障害者総合支援法に基づく指定・指導等の事務の権限移譲

明石市に所在する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設および一般相談支援事業所については、平成30年4月1日の明石市の中核市への移行に伴い、現在兵庫県が行っている以下の事務を平成30年4月1日から明石市が行う。

<移譲する事務>

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般相談支援事業所

サービス種別	移譲する事務の具体例
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・施設入所支援 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・共同生活援助 ・地域移行支援 ・地域定着支援	・新規指定 ・指定の更新 ・届出(変更、休廃止、報酬に係る体制届等)の受理 ・報告の徴収、立入検査(指導・監査) ・勧告、命令 ・指定の取消、効力の停止 など

※業務管理体制の届出及び検査についても、明石市に事務を移譲

<移譲期日> 平成30年4月1日
<対象事業所> 明石市に所在する事業所

権限移譲、制度改正に伴い、届出書類の様式や時期、届出先が従来と異なる場合がありますので、今後、県や市が提供する情報に留意してください。

【問合せ先】

- 兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害福祉課・障害者支援課
電話(代表):078-341-7711
- 居宅系サービス・グループホーム・短期入所・一般相談支援
…障害福祉課障害政策班 内線2966
 - 施設入所・日中活動系サービス(就労系以外)
…障害者支援課施設整備・就労対策班 内線3012
 - 就労系サービス
…障害者支援課施設整備・就労対策班 内線2836

移譲期日前後(2~4月)に係る指定・届出等の具体的な取扱い(届出先・提出期限等)

兵庫県ホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)>くらし・教育>健康・福祉>障害福祉サービス・障害者支援>平成30年4月からの明石市への指定・指導に関する権限移譲について

5 防火安全対策について

74

グループホームの防火安全対策

【見直し後の基準：既存施設はH30.4から、新規施設はH27.4から適用】

スプリンクラー設備の設置義務化

消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる障害者施設等（※1）については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務化

（※1）障害児入所施設、障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものであって避難が困難な障害者等を主として入所させる障害児支援施設、短期入所を行う施設及び共同生活援助を行う施設

なお、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる障害者施設等であって、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの（※2）以外のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除される。

（※2）障害支援区分4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるもの（「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」平成26年3月28日消防庁予防課長通知）

サテライト型住居については、消防法施行令別表第1(5)項口（寄宿舍・下宿又は共同住宅）として扱われる。

自動火災報知設備と火災通報装置の連動

消防法施行令別表第1(6)項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通知する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務づけられる。

自動火災報知設備の設置義務

消防法施行令別表第1(6)項八に掲げる障害者施設等（※3）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務づけられる。

（※3）身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う施設、避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く障害者支援施設及び短期入所・共同生活援助を行う施設

75

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設) H27.4～(既存※1) H30.4～】

対象施設	スプリンクラー設備(※3)		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	H27.4～	改正前	H27.4～	改正前	H27.4～
【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項口関係 ①障害児施設(入所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設		全ての施設	
【上記以外(延べ面積300㎡以上のもの(利用者を入居させ、又は宿泊させるものは全ての施設))】 ※消防法施行令別表第1(6)項ハ関係 ①障害児施設(通所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。) ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	300㎡以上	延面積が300㎡以上のもの(利用者を入居させ、またはは宿泊させるものは全て)	500㎡以上		

★平成27年4月から基準を変更
消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更

- ※1 平成27年4月1日時点において存するグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
- ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
- ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

建築基準法施行令等の改正

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する場合が多いが、国土交通省において、平成26年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物(寄宿舎を含む)について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。

寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制の合理化



※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舎」に該当。

- 平成25年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

現行と合理化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

規定	規制の内容 対象用途：寄宿舎、診療所など	
	現行	見直し後
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること	以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は運動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま、障子等を除く。)等で区画されているものであること ※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分
A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行		

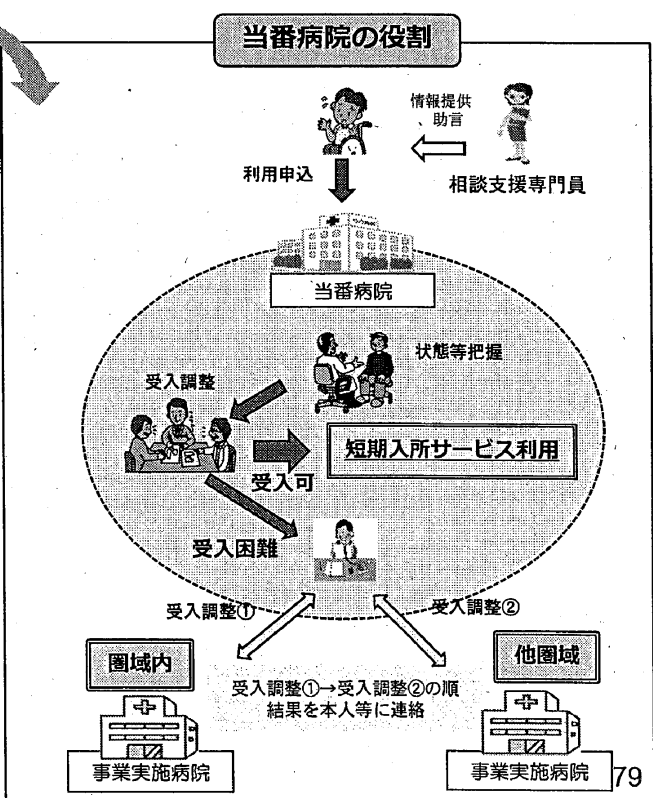
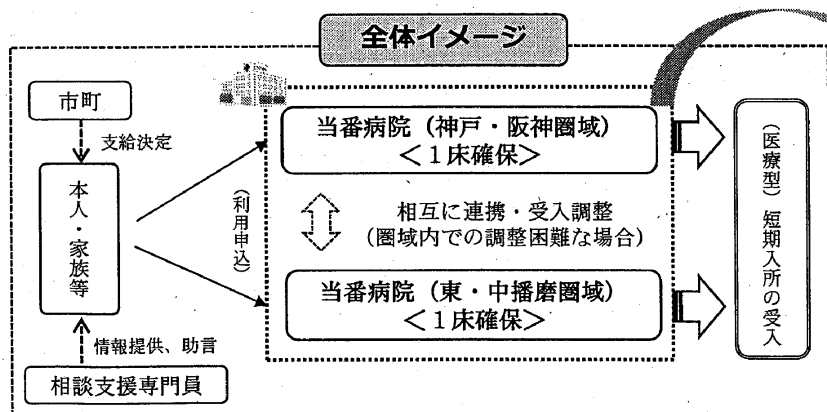
関連資料3

6 H30年度施策等について

医療的ケア児等医療提供体制確保事業 (医療型短期入所事業所における空床確保)

平成30年度新規事業

医療的ニーズを有する重症心身障害児者等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、県内の指定短期入所事業所(医療機関等)を活用し、輪番により常時2床の空床を確保。



【現状】

- H30年度医療型短期入所事業の利用計画(市町計画値) 延約10,000人
- 同 受入可能見込数(推計) 延約 8,600人
- 受入病床の不足数 延約 1,400人

圏域	指定事業所数(H29.4.1)		重心児者の分布 (H28年度末)
	医療型	福祉型	
神戸・阪神北・南 圏域	6	126	56.8%
東・北・中・西播磨 圏域	11	60	34.3%
但馬・丹波・淡路 圏域	5	35	8.9%
県計	22	221	100%

県が実施する各種研修事業

区分	概要
サービス管理責任者等研修	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 : 指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置予定の者 ○研修内容 : 3日間の分野別研修 (共通講義1日、分野別演習2日) ○実施回数 : 年1回 (共通講義 : 9月頃、分野別演習 : 10月～12月頃) ○募集人数 : 660名 (予定) ○その他 : サービス種類に対応した分野の研修受講が必要。また、相談支援従事者研修 (2日間の合同講義部分・8月頃) の受講が必要 ○研修日程 : 募集時期は現在調整中
サービス管理責任者等ブラッシュアップ研修 (H27～)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 : 一定の実務経験を有し、現に業務に従事しているサービス管理責任者等 ○実施時期 : 秋～冬頃
相談支援従事者研修 <初任者研修>	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 : 指定相談支援事業所において、相談支援専門員として配置予定の者 ○研修内容 : 3日間の講義 (合同講義2日、集合講義1日 (いずれも8月頃)) + 2日間の演習 (9月～10月頃) ○実施回数 : 年1回 ○募集人数 : 250名 (予定) ○研修日程、募集時期は現在調整中
<現任研修>	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 : 指定相談支援事業所で相談支援専門員として相談支援業務に従事しており、一定の経験 (初任研受講後、概ね3年以上) を有する者 ※任者研修受講後、5年に1度以上、現任研修の受講が必要 ○実施回数 : 年2回 (予定) ○募集人数 : 160名 (予定) ○研修内容 : 3日間の講義・演習 ○研修日程、募集時期は現在調整中
<基礎研修> (H27～)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 : 相談支援業務への従事を志す未経験者又は経験の浅い者 ○実施時期 : 調整中
<リガー研修> (H27～)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 : 研修ファシリテーターや地域のリーダー役を担う現任研修の修了者 ○実施時期 : 調整中

80

区分	概要
強度行動障害支援者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 : [基礎研修] 強度行動障害者の利用が見込まれる事業所等の職員 [実践研修] 基礎研修受講者 ○研修内容 : 基礎研修、実践研修 どちらも2日間 ○募集人数 : [基礎研修] 240名 (予定) [実践研修] 120名 (予定) ○研修日程 : 募集時期は現在調整中
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	(前掲)
	<p>※ 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修は、兵庫県介護福祉士会の実施する研修以外に、登録研修機関による研修も行っている。 登録研修機関の連絡先は、県ホームページに掲載 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/tourokuzigyousya.html) 研修実施時期等は、直接、各登録研修機関に確認</p>
障害福祉・介護保険をつなぐ研修	<ul style="list-style-type: none"> ○研修目的 : 障害者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行にあたり、切れ目無い支援を実現するため、障害と介護、両方の支援者の共通理解を図る。 ○対象者 : 相談支援専門員、ケアマネジャー、管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、支援員、行政職員 等 (予定) ○研修内容、実施時期等は現在調整中

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の取扱いについて

新年度の提出期限

○ 制度改正のあった加算・処遇改善加算計画書

① 4月13日（金）まで→4月から算定

② 4月27日（金）まで→4月から算定

（②の場合、データ反映は5月以降となるため、
翌月請求や過誤調整が必要となる場合あり）

○ 前年度実績等により4月から変更が生じる場合

4月13日（金）まで→4月から算定

※ 就労系サービスについては、県HPにて、別途、取扱いをお知らせします。

○ 制度変更のない加算届（加算単位が増える場合）

※ 4月から算定分については、既に締切済

4月13日（金）までに提出 → 5月から算定

5月15日（火）までに提出 → 6月から算定

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について ～訪問系、短期入所、GH、相談系～

この資料は、平成30年3月16日現在で国から示された内容を基に作成しています。
今後、国から示される告示等により、内容が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

○ 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

○ 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者等

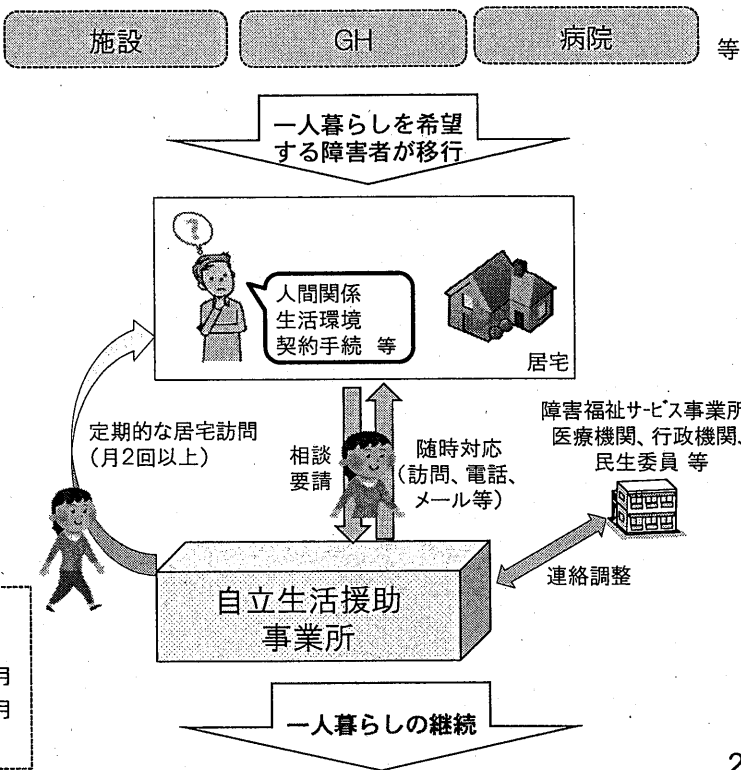
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



2

「自立生活援助」の報酬の詳細【新サービス】

基本的な考え方

自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

基本報酬

<毎月の包括的なサービスの評価>

- 算定要件：定期的な居宅訪問を月2回以上行うこと
- 障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者につき、関係機関との連絡調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定。
- 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数が「30人」を超えた場合の報酬を設定（人員基準では、1人の地域生活支援員が支援する利用者数は25人を標準）

- イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）※退所等から1年以内の利用者
 - (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）※退所等から1年を超える利用者
 - (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,158単位/月
 - (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 811単位/月

加算

<特に支援が必要となる場合等の評価>

- 特に業務量が集中する支援を開始した月及び居宅から外出した際に支援を行った月について、更に一定単位数を加算。

- ・ 初回加算 500単位/月
- ・ 同行支援加算 500単位/月

<その他>

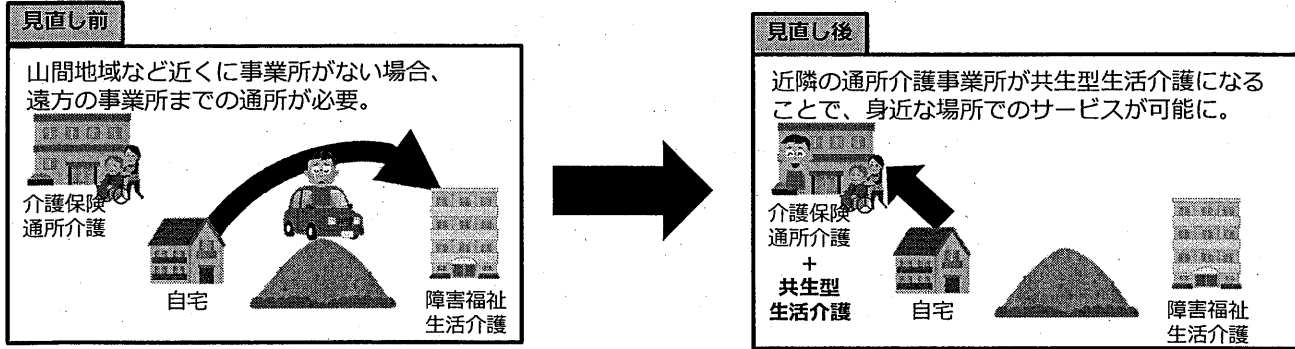
- ・ 特別地域加算 230単位/月
- ・ 福祉専門職員配置等加算
 - * 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師
 - (Ⅰ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者(*)が35%以上 450単位/月
 - (Ⅱ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者(*)が25%以上 300単位/月
 - (Ⅲ) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位/月
- ・ 利用者負担上限額管理加算 150単位/月（月1回を限度）

3

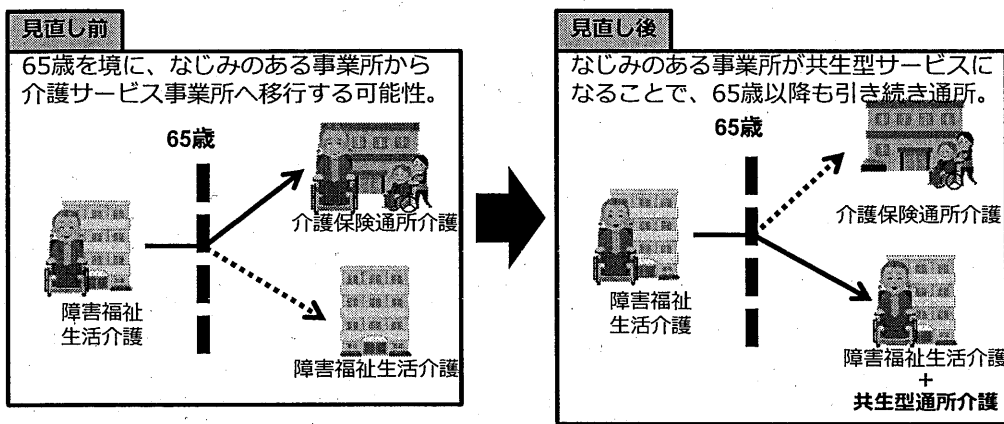
共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられる。
- 対象サービスは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



- 【障害福祉サービス等報酬の例】
- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
 - 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。
- 【例】
- ・サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
 - ・共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

共生型サービスの報酬の詳細

基本的な考え方

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられる。
- 対象サービスは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス

基本報酬

- 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬と区別。
- 現行の基準該当サービスを参考に設定。 詳細は、別紙1（P71～）参照

<ul style="list-style-type: none"> ・共生型生活介護サービス費 (1) 共生型生活介護サービス費(I) 694 単位 (2) 共生型生活介護サービス費(II) 854 単位 ・共生型機能訓練サービス費 696単位 ・共生型生活訓練サービス費 661単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型短期入所サービス費 (1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費(I) 761単位 (2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費(II) 233単位 (3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(I) 958単位 (4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(II) 432単位 ・共生型児童発達支援給付費 560単位 ・共生型放課後等デイサービス給付費 (1) 授業の終了後に行う場合 427単位 (2) 休業日に行う場合 551単位
--	--

※ 居宅介護、重度訪問介護については、共生型サービスの単価は本来の報酬と同様の額

加算

- 各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者配置等加算 58単位 ・共生型サービス体制強化加算 ※児童発達支援、放課後等デイサービス 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位 児童発達支援管理責任者かつ保育士又は児童指導員を配置した場合 181単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職員配置等加算 (I) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者(*)が35%以上 450単位/月 (II) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者(*)が25%以上 300単位/月
---	---

* 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師

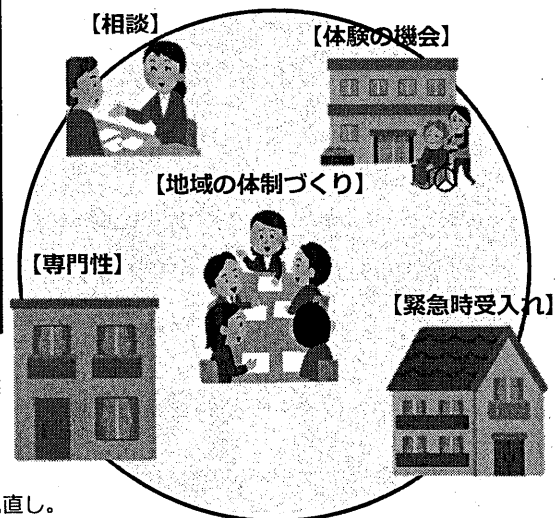
地域生活支援拠点等の機能強化

○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の实情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

地域生活支援拠点等



【相談機能の強化】

○ 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。

・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回 (月4回を限度) 等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

○ 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。

・ 緊急短期入所受入加算 (I) 120単位/日 → 180単位/日 (利用開始日から7日間を限度) 等

【体験の機会・場の機能の強化】

○ 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。

・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日 (初日から5日目まで)
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

○ 生活介護に重度障害者支援加算を創設。

・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者の配置 7単位/日 (体制加算) 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

○ 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。

・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月 (月1回限度)

6

地域生活支援拠点等の機能強化にかかる報酬の詳細 ①

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の要件

- ・ 拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを運営規程に規定
- ・ 当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認定

(1) 相談機能の強化

- 特定相談支援事業所にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価

・ 地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】 700単位/回 ※月4回を限度

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急短期入所体制確保加算を廃止
- 緊急短期入所受入加算の算定要件見直し、単位数引き上げ

【現行】

イ 緊急短期入所受入加算 (I) 120単位/日
ロ 緊急短期入所受入加算 (II) 180単位/日
※ 利用を開始した日のみ



【見直し後】

イ 緊急短期入所受入加算 (I) 180単位/日
ロ 緊急短期入所受入加算 (II) 270単位/日
※ 当該指定短期入所を行った日から起算して7日 (やむを得ない事情がある場合は14日) を限度

- 緊急時に定員を超えて受入れた場合には、期間を区切った上で特例的に加算 (その間、定員超過利用減算は適用しない)

・ 定員超過特例加算【新設】 50単位/日

※ (2)の加算については、拠点等の機能を「担う」「担わない」で加算の算定要否を分けることはしない。

7

地域生活支援拠点等の機能強化にかかる報酬の詳細 ②

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止
- 日中活動系サービスの体験利用支援加算の算定要件である支援内容の記録につき、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。
- 体験利用支援加算・体験利用加算の単位数設定見直し
- 体験宿泊支援加算の創設、体験宿泊加算の見直し

・体験利用支援加算、体験利用加算の見直し ※日中活動系サービス、地域移行支援

[現行] 300単位/日	➡	[見直し後] 500単位/日 (初日から5日目まで) +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合 250単位/日 (6日目から15日目まで) +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
--------------	---	---

・体験宿泊支援加算【新設】※施設入所支援 120単位/日

・体験宿泊加算の見直し ※地域移行支援

[現行] イ 体験宿泊加算 (I) 300単位/日 □ 体験宿泊加算 (II) 700単位/日	➡	[見直し後] イ 体験宿泊加算 (I) 350単位/日 □ 体験宿泊加算 (II) 750単位/日
--	---	--

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く）に重度障害者支援加算を創設

・重度障害者支援加算【新設】

イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合（体制加算）	7単位/日
□ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算）	180単位/日

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けた情報共有等を行い、共同で対応していることを評価

・地域体制強化共同支援加算【新設】 2,000単位/月 ※月1回を限度

8

障害福祉サービス等における横断的事項 ①

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

- 精神障害者へのより高度で専門的な支援のために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価

(2) 各種減算の見直し

- サービス事業所等の適切な運営確保のため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
- ・ サービス提供職員欠如減算：減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算
- ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算：減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算
- ・ 個別支援計画未作成減算：減算適用月から2月目まで所定単位数の30%を減算、3月目からは所定単位数の50%を減算

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

(4) 送迎加算の見直し

- 通所系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の送迎加算について
- ・ 自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。
- ・ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の30%を減算

[現行]	➡	[見直し後]
イ 送迎加算 (I) 27単位/回		イ 送迎加算 (I) 21単位/回
□ 送迎加算 (II) 13単位/回		□ 送迎加算 (II) 10単位/回

※ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

- ・生活介護における送迎については、重度者等を送迎した場合の更なる加算を引き上げ

[現行] 14単位/回	➡	[見直し後] 28単位/回
-------------	---	---------------

- 短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底
- 放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記

9

障害福祉サービス等における横断的事項 ②

(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設

・ 社会生活支援特別加算【新設】 480単位/日

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点から、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設ける。（経過措置の終期は今後決定）

(7) 身体拘束等の適正化

- 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

・ 身体拘束廃止未実施減算【新設】 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。別紙1（P71～）参照

(9) 地域区分の見直し

- 障害者サービスに係る地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。別紙5（P97）参照
- ・ 介護保険サービスにおける地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。
- ・ 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。
- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様の取扱いとする。

(10) 公立減算の取扱い

- 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

10

訪問系サービス <居宅介護>

(1) 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

- 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化

・ 同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】

10%減算	イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 □ イ以外の建物に居住する者（当該建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合）
15%減算	ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

(2) 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化

- サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算

・ 初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】

10%減算	居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合
-------	--

(3) 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

- 介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

(4) 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

- 精神障害者へのより高度で専門的な支援のために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価

11

訪問系サービス <重度訪問介護>

(1) 病院等に入院中の支援の評価

- 障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所への入院（入所を含む。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

入院中の支援の基本報酬【新設】	入院中以外の基本報酬と同様とする。
入院中の支援の加算・減算【新設】	以下を除き、入院中以外と同様とする。 イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。 □ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

(2) 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

- 障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価

・ 2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し

〔現行〕	〔見直し後〕
イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。	イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。 □ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。

(3) 外出時における支援の見直し

- 障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する（同行援護及び行動援護についても同様）。

12

訪問系サービス <同行援護・行動援護>

(1) 基本報酬の見直し（同行援護）

別紙1（P73）参照

- 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。
- 現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとする。

(2) 盲ろう者等への支援の評価（同行援護）

- 盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設

盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】	盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算
障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】	障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算
障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】	障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算

(3) ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等（同行援護）

- 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止。
- 平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を10%減算。

(4) 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止（行動援護）

- 支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止。

(5) ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長（行動援護）

- 行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33（2021）年3月31日まで延長する。

13

訪問系サービス <重度障害者等包括支援>

(1) 基本報酬の見直し 別紙1 (P73) 参照

- 短期入所・共同生活援助の報酬見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提供する短期入所・共同生活援助の報酬を見直す。
- 他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃止する。
 - イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の95/100を超える場合…支給決定単位数とする。
 - ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の95/100を超えない場合…実績単位数の100/95を乗じて得た単位数とする。
- 重度障害者等包括支援の中で提供する障害福祉サービスに、自立生活援助及び就労定着支援を追加する。

(2) 加算の見直し

新たに追加される加算	<ul style="list-style-type: none"> ● 2人の従業者による場合(居宅介護等) ● 地域生活移行個別支援特別加算(共同生活援助) ● 精神障害者地域移行特別加算(共同生活援助) ● 強度行動障害者地域移行特別加算(共同生活援助) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療連携体制加算(短期入所・共同生活援助) ● 送迎加算(短期入所) ● 初回加算
算定可能なサービスを追加する加算	<ul style="list-style-type: none"> ● 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算(生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能) ● 特別地域加算(生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能) 	

(3) サービス提供責任者の要件の緩和

- 相談支援事業所の相談支援専門員との兼任を可能とするため、サービス提供責任者の専任要件を廃止

(4) 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し

- 障害福祉サービス間の総合的なマネジメントは計画相談支援が担うことから、重度障害者等包括支援サービス利用計画は、居宅介護計画等や個別支援計画と同様の位置付けとすることとし、名称、内容及び作成過程を見直す。

	[現 行]	[見 直 し 後]
名称	重度障害者等包括支援サービス利用計画	重度障害者等包括支援計画
内容	具体的なサービスの内容等	具体的なサービスの内容等(利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟な支援の具体的な提供体制や提供方法等を含む。)
作成過程	「サービス担当者会議」を開催	重度障害者等包括支援としての「サービス担当者会議」の開催は任意とする。
その他	-	原則、作成はサービス等利用計画を作成した者と同一の者であってはならない。

14

日中活動系サービス <短期入所①>

(1) 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- 医療的ケアが必要な障害児者の受入れ支援のため、新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設。
- 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準

併設型 空床型	本体施設の配置基準に準じる。 医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合は、看護職員を常勤で1人以上配置
単独型	現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置

(参考) 福祉型強化短期入所サービス費の基本報酬例(1日につき)

福祉型強化短期入所サービス費(I)	区分6	1,096単位
	区分5	962単位
	区分4	829単位
	区分3	766単位
	区分1及び区分2	695単位

詳細は
別紙1 (P76) 参照

- 別表の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設。
なお、受入体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設。

医療的ケア対応支援加算 【新設】	120単位/日	
重度児者対応支援加算 【新設】	30単位/日	
常勤看護職員等配置加算 【新設】	イ 利用定員が6人以下	10単位/日
	ロ 利用定員が7人以上12人以下	8単位/日
	ハ 利用定員が13人以上17人以下	6単位/日
	ニ 利用定員が18人以上	4単位/日

別表 判定スコア
(1) レスビレーター管理 = 8
(2) 気管内挿管、気管切開 = 8
(3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
(4) 酸素吸入 = 5
(5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8 6回/日以上の頻回の吸引 = 3
(6) ネプライザー6回/日以上 または継続使用 = 3
(7) IVH = 8
(8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5
(9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
(10) 接続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) = 3
(11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
(12) 定期導尿(3/日以上) = 5
(13) 人工肛門 = 5

15

日中活動系サービス <短期入所②>

(2) 医療連携体制加算の見直し(看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実)

- 精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設。更に長時間支援を評価する区分を創設。

[現 行]	[見 直 し 後]
イ 医療連携体制加算 (I) 600単位/日 (利用者1人)	イ 医療連携体制加算 (I) 600単位/日 (利用者1人)
ロ 医療連携体制加算 (II) 300単位/日 (利用者2人以上8人以下)	ロ 医療連携体制加算 (II) 300単位/日 (利用者2人以上8人以下)
ハ 医療連携体制加算 (III) 500単位/日	ハ 医療連携体制加算 (III) 500単位/日
ニ 医療連携体制加算 (IV) 100単位/日	ニ 医療連携体制加算 (IV) 100単位/日
	ホ 医療連携体制加算 (V) 39単位/日
	ヘ 医療連携体制加算 (VI) 1,000単位/日 (利用者1人)
	ト 医療連携体制加算 (VII) 500単位/日 (利用者2人以上8人以下)
	※ 既存の (I) 又は (II) については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、(VI) 又は (VII) を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

(3) 運営方法やサービス提供規模の適正化

- 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限

大規模減算【新設】	所定単位数の90%を算定	※ 単独型で20床以上の場合
-----------	--------------	----------------

(4) 長期(連続)利用日数の上限設定

- 長期(連続)利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在の利用者には、1年間の猶予期間を設ける。なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。

【注】(4)、(5)の長期(連続)利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合は、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えない。

(5) 年間利用日数の適正化

- 年間利用日数は1年の半分(180日)を目安(計画相談支援の指定基準に位置付け)

施設系・居住系サービス <共同生活援助①>

(1) 基本報酬の見直し

- 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。別紙1(P77~)参照

(2) 重度の障害者への支援を可能とする新たなタイプの創設(日中サービス支援型)

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たなタイプとして、「日中サービス支援型共同生活援助」を創設
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5:1をベースに、4:1及び3:1の基本報酬を設定する。

(参考) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費の基本報酬例(1日につき)

日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)	区分6	1,098単位	詳細は 別紙1(P78~)参照
	区分5	982単位	
	区分4	901単位	
	区分3	717単位	

- 日中サービス支援型の夜間支援(夜勤職員の配置)は基本報酬で評価するが、夜勤職員を加配する場合は更に一定単位数を加算

夜勤職員加配加算【新設】	149単位/日
--------------	---------

- 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- 従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用

(3) 看護職員の配置の評価

- 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設。なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算(IV)のみ認める。

看護職員配置加算【新設】	70単位/日
--------------	--------

(4) 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価

- 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設

精神障害者地域移行特別加算【新設】	300単位/日（1年以内）
-------------------	---------------

(5) 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価

- 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設

強度行動障害者地域移行特別加算【新設】	300単位/日（1年以内）
---------------------	---------------

(6) 自立生活支援加算の見直し

- 退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充。

[現 行]		[見 直 し 後]	
入居中1回、退居後1回	1回 500単位	入居中2回、退居後1回	1回 500単位

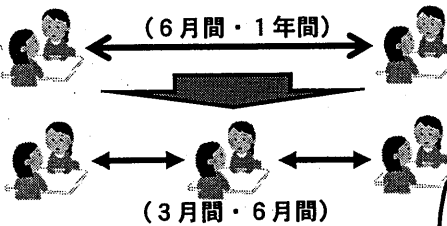
(7) 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長(介護サービス包括型、日中サービス支援型)

- 平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33(2021)年3月31日まで延長する。
新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

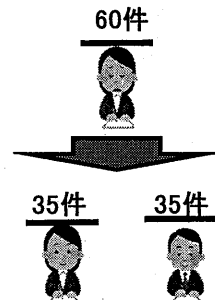
①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める
※見直し後の期間適用には経過措置を実施
- サービス提供事業者から利用状況について情報提供
- 市町村によるモニタリング結果の抽出と内容検証



②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数(35件)を設定
- 標準件数を一定程度超過(40件以上)する場合の基本報酬の逡減制を導入



④特定事業所加算の見直し

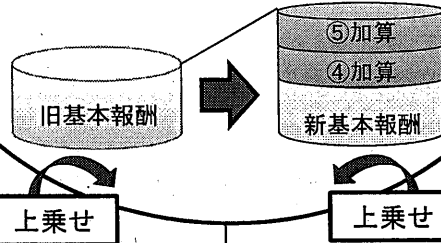
- ※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算



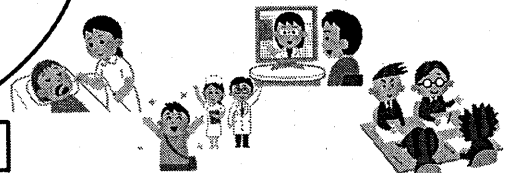
- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充
 - ・ より充実した支援体制を要件とした区分を創設
 - ・ 事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける

③計画相談支援の基本報酬の見直し

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、一定程度引き下げ
※障害児相談支援は見直しを行わない
※新単価の適用には経過措置を実施



⑤高い質と専門性を評価する加算の創設



- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)
- 専門性の高い支援を実施できる体制を整えていることを適切に評価
(行動障害支援、要医療児者支援、精神障害者支援の各体制加算)

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援①>

(1) モニタリング実施標準期間の見直し(計画相談支援)

- モニタリングの実施標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。
- なお、モニタリング時以外にも、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施できるよう、サービス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に報告する。
- また、指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組を行う。
 - イ 指定特定相談支援事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。
 - ロ 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。
 - ※ 検証等については基幹相談支援センター等に委託可。

[現 行]	[見 直 し 後]
以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。	以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。
(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3月を経過するまで1月間	(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3月を経過するまで1月間
(2) 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者(1)を除く	(2) 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者(1)を除く
① 以下の者 →1月間	① 以下の者 →1月間
イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る)	ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る)
② ①以外の者 →6月間	② 以下の者 →3月間
(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援(1)及び(4)を除く →1年間	イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
(4) 地域移行支援、地域定着支援(1)及び(2)を除く →6月間	ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者
【見直しの時期】 ※ (3)の利用者及び(2)の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者は平成30年度から、その他の(2)の②は平成31年度から見直す。 ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。	③ ①、②以外の者 →6月間
	(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援(1)及び(4)を除く →6月間
	(4) 地域移行支援、地域定着支援(1)及び(2)を除く →6月間

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援②>

モニタリング実施標準期間の見直し(計画相談支援)

○ サービス等利用計画等の定期的な検証(モニタリング)の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所福祉サービス等	集中的支援が必要な者	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、 療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援③>

【モニタリング期間設定の留意点】

- 前頁の区分ごとの期間設定は、あくまでも市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。
 - 【計画相談支援】
 - ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
 - ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
 - 【障害児相談支援】
 - ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化しおそれのある者
 - ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

(2) 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定(計画相談支援・障害児相談支援)

- 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数(35件)を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逡減制を導入する。

(3) 基本報酬の見直し(計画相談支援) 別紙1(P86)参照

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げる。(新単価は、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成30年度から、それ以外のサービス利用者は平成31年度から適用)
- なお、障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置く(上記(2)については障害児も対象)

	[現 行]	[見 直 し 後]
サービス利用支援費	サービス利用支援費 1,611単位	(1) サービス利用支援費 (I) 1,458単位 (2) サービス利用支援費 (II) 729単位
継続サービス利用支援費	継続サービス利用支援費 1,310単位	(1) 継続サービス利用支援費 (I) 1,207単位 (2) 継続サービス利用支援費 (II) 603単位

※ 見直し後の算定区分の考え方

- ・ (1)を算定する場合 取扱件数(注)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。
- ・ (2)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

[注] 取扱件数=相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数の平均値
(一体的に運営されている指定障害児相談支援における障害児相談支援対象保護者を含む)

22

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援④>

(4) 特定事業所加算の評価の見直し(計画相談支援、障害児相談支援)

- 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、取得率が低調であることを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、要件を緩和した区分を一定期間設ける。

[現 行]	[見 直 し 後]
特定事業所加算 300単位/月 (算定要件) イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。 ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	(1) 特定事業所加算 (I) 500単位/月 (算定要件) イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)の要件を満たすこと。 ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(障害児相談支援含む)が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。
	(2) 特定事業所加算 (II) 400単位/月 (算定要件) ※ 特定事業所加算 (I) の80/100 イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)～(ヘ)の要件を満たすこと。 ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。
	(3) 特定事業所加算 (III) 300単位/月 (算定要件) 現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。 ※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、(二)の要件を満たさなくても算定を認める(平成31年3月までの経過措置)。
	(4) 特定事業所加算 (IV) 150単位/月 (算定要件) ※ 特定事業所加算 (III) の50/100 イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)及び(二)～(ヘ)を満たすこと。 ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。 ※ 特定事業所加算 (II) 及び (IV) については、平成33(2021)年3月までとする。

23

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援⑤>

特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

[現 行]
特定事業所加算 300単位/月



[見直し後]
 (1) 特定事業所加算 (Ⅰ) 500単位/月
 (2) 特定事業所加算 (Ⅱ) 400単位/月
 (3) 特定事業所加算 (Ⅲ) 300単位/月
 (4) 特定事業所加算 (Ⅳ) 150単位/月

算定要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が主任相談支援専門員であること。	○	-	-	-
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	○	-	-
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	○	-
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	-	○
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。	○	○	○	○
(3) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	-
(4) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員(現任研修修了者)の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること (※) 現行の特定事業所加算を算定していた事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合は、平成31年3月までは要件を満たさなくても算定可	○	○	○	○

24

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援⑥>

(4) 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設(計画相談支援、障害児相談支援)①

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設。

初回加算【新設】 300単位/月

利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価
 ※ 計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。

入院時情報連携加算【新設】
 (1) 入院時情報連携加算 (Ⅰ) ※ 医療機関を訪問しての情報提供 200単位/月
 (2) 入院時情報連携加算 (Ⅱ) ※ 医療機関への訪問以外の方法での情報提供 100単位/月

指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算
 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)の同時算定不可。

退院・退所加算【新設】 200単位/月

退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算
 ※利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

居宅介護支援事業所等連携加算【新設】 100単位/月

障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算
 ※利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。
 計画相談支援のみ新設。

医療・保育・教育機関等連携加算【新設】 100単位/月

サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算
 ※利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援⑦>

(4) 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設(計画相談支援、障害児相談支援)②

サービス担当者会議実施加算【新設】	100単位/月
継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算 ※利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。	
サービス提供時モニタリング加算【新設】	100単位/月
継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算 ※利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。	
行動障害支援体制加算【新設】	35単位/月
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算	
要医療児者支援体制加算【新設】	35単位/月
医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算	
精神障害者支援体制加算【新設】	35単位/月
地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算	

(5) その他(計画相談支援、障害児相談支援)

- セルフプランについて、各市町村において以下の取組を行うよう促す。
 - ア セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握
 - イ 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成
 - ウ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証

26

相談系サービス <地域移行支援・地域定着支援>

(1) 地域移行実績や専門職の配置等の評価(地域移行支援) 別紙1 (P88) 参照

- 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価することとし、新たな基本報酬を設定

[現行]		[見直し後]	
地域移行支援サービス費	2,323単位/月	イ 地域移行支援サービス費 (I)	3,044単位/月
		ロ 地域移行支援サービス費 (II)	2,336単位/月

※ 地域移行支援サービス費 (I) を算定する事業所の要件

- (1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。
- (2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 - ① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
 - ② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
- (3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。

「緊密な連携」の具体例 (いずれも月1回以上が目安)

- ・ 障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の退院、退所等に向けた会議へ参加
- ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づく、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

(2) 障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し(地域移行支援)【再掲】

- 体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充

[現行]		[見直し後]	
体験利用加算	300単位/日	イ 体験利用加算 (I)	500単位/日 (初日から5日目まで)
		ロ 体験利用加算 (II)	250単位/日 (6日目から15日目まで)

- 地域移行支援事業所が拠点等としての機能を担う場合、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充

体験利用加算・体験宿泊加算	地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 +50単位
---------------	----------------------------

(3) 深夜における電話による支援の評価(地域定着支援)

- 深夜(午後10時から午前6時までの時間)における電話による相談援助を評価することとし、新たな緊急時支援費を設定

[現行]		[見直し後]	
緊急時支援費	705単位/日	(1) 緊急時支援費 (I)	709単位/日
		(2) 緊急時支援費 (II)	94単位/日

27

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

現行	見直し後
《訪問系サービス》	《訪問系サービス》
第1 居宅介護	第1 居宅介護
居宅介護サービス費	居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合 248 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 392 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 570 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 651 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 724 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 732 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 804 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 813 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 884 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 894 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合 248 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 392 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 570 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 651 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 724 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 732 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 804 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 813 単位

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 884 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 894 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ハ 家事援助が中心である場合	ハ 家事援助が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 101 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合 102 単位
(2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合 146 単位	(2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合 148 単位
(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 189 単位	(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 191 単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満 229 単位	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満 231 単位
(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 264 単位	(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 267 単位
(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 298 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数	(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 301 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合	ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 101 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合 102 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 189 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 191 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 264 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 267 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 331 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 67 単位を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 335 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 97 単位	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 98 単位
	※ 共生型サービスは上記と同様。
第2 重度訪問介護	第2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	183 単位	イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 (1) 所要時間 1 時間未満の場合	184 単位
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	273 単位	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	274 単位
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	364 単位	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	365 単位
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	455 単位	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	456 単位
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	546 単位	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	548 単位
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	636 単位	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	638 単位
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	728 単位	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	730 単位
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	813 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した 単位数	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	815 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した 単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,493 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算 した単位数	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,495 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算 した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,168 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,170 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,814 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算 した単位数	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,816 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算 した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,496 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,498 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数

	ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合
	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 184 単位
	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 274 単位
	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 365 単位
	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満 456 単位
	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 548 単位
	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 638 単位
	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 730 単位
	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 815 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した 単位数
	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,495 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算 した単位数
	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,170 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数
	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,816 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算 した単位数
	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,498 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数
	※ 共生型サービスは上記と同様。

<p>第3 同行援護 同行援護サービス費</p> <p>イ 身体介護を伴う場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 256 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 405 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 589 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 672 単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 755 単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 839 単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 922 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 身体介護を伴わない場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 199 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 278 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 348 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数</p> <p>第4 行動援護 行動援護サービス費</p> <p>イ 所要時間 30 分未満の場合 253 単位</p>	<p>第3 同行援護 同行援護サービス費</p> <p>イ 所要時間 30 分未満の場合 184 単位</p> <p>ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 291 単位</p> <p>ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 420 単位</p> <p>ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 484 単位</p> <p>ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 547 単位</p> <p>ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 610 単位</p> <p>ト 所要時間 3 時間以上の場合 673 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数</p> <p>※ 平成 30 年 3 月 31 日時点において、現に同行援護の支給決定を受けている者に対して、同行援護を行った場合にあっては、当該者の支給決定の有効期間に限り、なお従前の所定単位数を算定することができることとする。</p> <p>第4 行動援護 行動援護サービス費</p> <p>イ 所要時間 30 分未満の場合 254 単位</p>
---	---

<p>ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 401 単位</p> <p>ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 584 単位</p> <p>ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 731 単位</p> <p>ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 879 単位</p> <p>ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 1,027 単位</p> <p>ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 1,175 単位</p> <p>チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 1,323 単位</p> <p>リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合 1,472 単位</p> <p>ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合 1,619 単位</p> <p>ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合 1,767 単位</p> <p>ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合 1,915 単位</p> <p>ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合 2,063 単位</p> <p>カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合 2,211 単位</p> <p>ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合 2,360 単位</p> <p>タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合 2,506 単位</p> <p>第5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超えない範囲） 802 単位</p> <p>ロ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲） 781 単位</p>	<p>ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位</p> <p>ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 586 単位</p> <p>ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 733 単位</p> <p>ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 882 単位</p> <p>ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 1,030 単位</p> <p>ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 1,179 単位</p> <p>チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 1,327 単位</p> <p>リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合 1,477 単位</p> <p>ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合 1,624 単位</p> <p>ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合 1,773 単位</p> <p>ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合 1,921 単位</p> <p>ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合 2,070 単位</p> <p>カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合 2,218 単位</p> <p>ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合 2,368 単位</p> <p>タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合 2,514 単位</p> <p>第5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の場合</p> <p>(1) 所要時間 1 時間未満の場合 201 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 301 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単</p>
---	---

		位数	
		(3) 所要時間12時間以上の場合	2,499単位に所要時間12時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数
ハ 短期入所の場合	892単位	ロ 短期入所の場合	946単位
ニ 共同生活援助の場合	961単位	ハ 共同生活援助の場合	997単位
《日中活動系サービス》		《日中活動系サービス》	
第1 療養介護		第1 療養介護	
療養介護サービス費（1日につき）		療養介護サービス費（1日につき）	
イ 療養介護サービス費		イ 療養介護サービス費	
(1) 療養介護サービス費(I)		(1) 療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	906単位	(一) 利用定員が40人以下	943単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	887単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	917単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	848単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	870単位
(四) 利用定員が81人以上	815単位	(四) 利用定員が81人以上	833単位
(2) 療養介護サービス費(II)		(2) 療養介護サービス費(II)	
(一) 利用定員が40人以下	660単位	(一) 利用定員が40人以下	686単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	630単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	651単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	590単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	605単位
(四) 利用定員が81人以上	562単位	(四) 利用定員が81人以上	575単位
(3) 療養介護サービス費(III)		(3) 療養介護サービス費(III)	
(一) 利用定員が40人以下	522単位	(一) 利用定員が40人以下	543単位

(二) 利用定員が41人以上60人以下	497単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	514単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	473単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	485単位
(四) 利用定員が81人以上	453単位	(四) 利用定員が81人以上	463単位
(4) 療養介護サービス費(IV)		(4) 療養介護サービス費(IV)	
(一) 利用定員が40人以下	418単位	(一) 利用定員が40人以下	435単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	385単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	399単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	362単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	372単位
(四) 利用定員が81人以上	344単位	(四) 利用定員が81人以上	352単位
(5) 療養介護サービス費(V)		(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が40人以下	418単位	(一) 利用定員が40人以下	435単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	385単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	399単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	362単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	372単位
(四) 利用定員が81人以上	344単位	(四) 利用定員が81人以上	352単位
ロ 経過の療養介護サービス費		ロ 経過の療養介護サービス費	
(1) 利用定員が40人以下	877単位	(1) 利用定員が40人以下	881単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	877単位	(2) 利用定員が41人以上60人以下	881単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	848単位	(3) 利用定員が61人以上80人以下	852単位
(4) 利用定員が81人以上	815単位	(4) 利用定員が81人以上	819単位
第2 生活介護		第2 生活介護	
生活介護サービス費（1日につき）		生活介護サービス費（1日につき）	
イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 区分6	1,278単位	(一) 区分6	1,283単位

(二) 区分5	959 単位	(二) 区分5	963 単位
(三) 区分4	680 単位	(三) 区分4	683 単位
(四) 区分3	610 単位	(四) 区分3	613 単位
(五) 区分2以下	559 単位	(五) 区分2以下	561 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 区分6	1,139 単位	(一) 区分6	1,144 単位
(二) 区分5	851 単位	(二) 区分5	854 単位
(三) 区分4	599 単位	(三) 区分4	601 単位
(四) 区分3	539 単位	(四) 区分3	541 単位
(五) 区分2以下	491 単位	(五) 区分2以下	493 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	1,099 単位	(一) 区分6	1,104 単位
(二) 区分5	816 単位	(二) 区分5	819 単位
(三) 区分4	568 単位	(三) 区分4	570 単位
(四) 区分3	502 単位	(四) 区分3	504 単位
(五) 区分2以下	459 単位	(五) 区分2以下	461 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	1,045 単位	(一) 区分6	1,049 単位
(二) 区分5	781 単位	(二) 区分5	784 単位
(三) 区分4	549 単位	(三) 区分4	551 単位
(四) 区分3	493 単位	(四) 区分3	495 単位
(五) 区分2以下	445 単位	(五) 区分2以下	447 単位
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	1,028 単位	(一) 区分6	1,032 単位

(二) 区分5	765 単位	(二) 区分5	768 単位
(三) 区分4	535 単位	(三) 区分4	537 単位
(四) 区分3	478 単位	(四) 区分3	480 単位
(五) 区分2以下	428 単位	(五) 区分2以下	430 単位
□ 基準該当生活介護サービス費		□ 共生型生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	691 単位	(1) 共生型生活介護サービス費(I)	694 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	851 単位	(2) 共生型生活介護サービス費(II)	854 単位
第3 短期入所		ハ 基準該当生活介護サービス費	
短期入所サービス費(1日につき)		(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	694 単位
イ 福祉型短期入所サービス費		(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	854 単位
(1) 福祉型短期入所サービス費(I)		第3 短期入所	
(一) 区分6	892 単位	短期入所サービス費(1日につき)	
(二) 区分5	758 単位	イ 福祉型短期入所サービス費	
(三) 区分4	626 単位	(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(四) 区分3	563 単位	(一) 区分6	896 単位
(五) 区分1及び区分2	492 単位	(二) 区分5	761 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)		(三) 区分4	629 単位
(一) 区分6	582 単位	(四) 区分3	565 単位
(二) 区分5	510 単位	(五) 区分1及び区分2	494 単位
(三) 区分4	307 単位	(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	
		(一) 区分6	584 単位
		(二) 区分5	512 単位
		(三) 区分4	308 単位

(四) 区分3	232 単位	(四) 区分3	233 単位
(五) 区分1及び区分2	166 単位	(五) 区分1及び区分2	167 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	758 単位	(一) 区分3	761 単位
(二) 区分2	595 単位	(二) 区分2	597 単位
(三) 区分1	492 単位	(三) 区分1	494 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	510 単位	(一) 区分3	512 単位
(二) 区分2	269 単位	(二) 区分2	270 単位
(三) 区分1	166 単位	(三) 区分1	167 単位
		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
		(一) 区分6	1,096 単位
		(二) 区分5	962 単位
		(三) 区分4	829 単位
		(四) 区分3	766 単位
		(五) 区分1及び区分2	695 単位
		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
		(一) 区分6	785 単位
		(二) 区分5	713 単位
		(三) 区分4	509 単位
		(四) 区分3	434 単位
		(五) 区分1及び区分2	367 単位
		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
		(一) 区分3	962 単位

		(二) 区分2	798 単位
		(三) 区分1	695 単位
		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
		(一) 区分3	713 単位
		(二) 区分2	471 単位
		(三) 区分1	367 単位
□ 医療型短期入所サービス費		□ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,609 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,889 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,407 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,686 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,404 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,679 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,489 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,768 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,277 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,555 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,304 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,578 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,738 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,014 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,606 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,881 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	936 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,209 単位
		ニ 共生型短期入所サービス費	
		(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	761 単位
		(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	233 単位
		(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	958 単位
		(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	432 単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	758 単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	761 単位

(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	233 単位
《施設系サービス》		《施設系サービス》	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	453 単位	(1) 区分6	455 単位
(2) 区分5	382 単位	(2) 区分5	384 単位
(3) 区分4	308 単位	(3) 区分4	309 単位
(4) 区分3	232 単位	(4) 区分3	233 単位
(5) 区分2以下	168 単位	(5) 区分2以下	169 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	356 単位	(1) 区分6	357 単位
(2) 区分5	297 単位	(2) 区分5	298 単位
(3) 区分4	235 単位	(3) 区分4	236 単位
(4) 区分3	185 単位	(4) 区分3	186 単位
(5) 区分2以下	146 単位	(5) 区分2以下	147 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下		ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分6	295 単位	(1) 区分6	296 単位
(2) 区分5	247 単位	(2) 区分5	248 単位
(3) 区分4	198 単位	(3) 区分4	199 単位
(4) 区分3	162 単位	(4) 区分3	163 単位
(5) 区分2以下	132 単位	(5) 区分2以下	133 単位
ニ 利用定員が81人以上		ニ 利用定員が81人以上	

(1) 区分6	269 単位	(1) 区分6	270 単位
(2) 区分5	223 単位	(2) 区分5	224 単位
(3) 区分4	178 単位	(3) 区分4	179 単位
(4) 区分3	146 単位	(4) 区分3	147 単位
(5) 区分2以下	125 単位	(5) 区分2以下	126 単位
《居住系サービス》		《居住系サービス》	
共同生活援助		第2 共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助(1日につき)		1 介護サービス包括型共同生活援助(1日につき)	
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)		イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	
(1) 区分6	668 単位	(1) 区分6	661 単位
(2) 区分5	552 単位	(2) 区分5	547 単位
(3) 区分4	471 単位	(3) 区分4	467 単位
(4) 区分3	385 単位	(4) 区分3	381 単位
(5) 区分2	295 単位	(5) 区分2	292 単位
(6) 区分1以下	259 単位	(6) 区分1以下	242 単位
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)		ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	
(1) 区分6	617 単位	(1) 区分6	611 単位
(2) 区分5	501 単位	(2) 区分5	496 単位
(3) 区分4	420 単位	(3) 区分4	417 単位
(4) 区分3	334 単位	(4) 区分3	331 単位
(5) 区分2	244 単位	(5) 区分2	242 単位
(6) 区分1以下	212 単位	(6) 区分1以下	198 単位
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)		ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	

(1) 区分6	584 単位	(1) 区分6	578 単位
(2) 区分5	467 単位	(2) 区分5	463 単位
(3) 区分4	387 単位	(3) 区分4	383 単位
(4) 区分3	301 単位	(4) 区分3	298 単位
(5) 区分2	211 単位	(5) 区分2	209 単位
(6) 区分1以下	182 単位	(6) 区分1以下	170 単位
ニ 共同生活援助サービス費 (IV)		ニ 共同生活援助サービス費 (IV)	
(1) 区分6	699 単位	(1) 区分6	691 単位
(2) 区分5	582 単位	(2) 区分5	577 単位
(3) 区分4	502 単位	(3) 区分4	497 単位
(4) 区分3	415 単位	(4) 区分3	411 単位
(5) 区分2	326 単位	(5) 区分2	322 単位
(6) 区分1以下	289 単位	(6) 区分1以下	272 単位
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	
(1) 4 : 1の場合		(1) 4 : 1の場合	
(一) 区分6	444 単位	(一) 区分6	440 単位
(二) 区分5	398 単位	(二) 区分5	394 単位
(三) 区分4	365 単位	(三) 区分4	361 単位
(2) 5 : 1の場合		(2) 5 : 1の場合	
(一) 区分6	393 単位	(一) 区分6	389 単位
(二) 区分5	347 単位	(二) 区分5	343 単位
(三) 区分4	314 単位	(三) 区分4	311 単位
(3) 6 : 1の場合		(3) 6 : 1の場合	
(一) 区分6	360 単位	(一) 区分6	356 単位

(二) 区分5	313 単位	(二) 区分5	310 単位
(三) 区分4	281 単位	(三) 区分4	278 単位
		2 日中サービス支援型共同生活援助 (1日につき)	
		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)	
		(1) 区分6	1,098 単位
		(2) 区分5	982 単位
		(3) 区分4	901 単位
		(4) 区分3	717 単位
		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (II)	
		(1) 区分6	1,014 単位
		(2) 区分5	898 単位
		(3) 区分4	816 単位
		(4) 区分3	633 単位
		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (III)	
		(1) 区分6	963 単位
		(2) 区分5	846 単位
		(3) 区分4	765 単位
		(4) 区分3	582 単位
		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (IV)	
		(1) 区分6	1,128 単位
		(2) 区分5	1,012 単位
		(3) 区分4	931 単位
		(4) 区分3	747 単位
		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	

	(1) 3 : 1の場合	
	(一) 区分6	904 単位
	(二) 区分5	788 単位
	(三) 区分4	707 単位
	(四) 区分3	620 単位
	(五) 区分2	456 単位
	(六) 区分1以下	397 単位
	(2) 4 : 1の場合	
	(一) 区分6	820 単位
	(二) 区分5	704 単位
	(三) 区分4	622 単位
	(四) 区分3	536 単位
	(五) 区分2	371 単位
	(六) 区分1以下	321 単位
	(3) 5 : 1の場合	
	(一) 区分6	769 単位
	(二) 区分5	652 単位
	(三) 区分4	571 単位
	(四) 区分3	485 単位
	(五) 区分2	321 単位
	(六) 区分1以下	277 単位
	(4) 体験利用の場合	
	(一) 区分6	934 単位
	(二) 区分5	818 単位

	(三) 区分4	737 単位
	(四) 区分3	650 単位
	(五) 区分2	486 単位
	(六) 区分1以下	427 単位
	へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
	(1) 3 : 1の場合	
	(一) 区分6	693 単位
	(二) 区分5	646 単位
	(三) 区分4	613 単位
	(2) 4 : 1の場合	
	(一) 区分6	608 単位
	(二) 区分5	562 単位
	(三) 区分4	529 単位
	(3) 5 : 1の場合	
	(一) 区分6	557 単位
	(二) 区分5	511 単位
	(三) 区分4	478 単位
	ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
	(1) 3 : 1の場合	
	(一) 区分6	601 単位
	(二) 区分5	554 単位
	(三) 区分4	521 単位

		(2) 4 : 1 の場合	
		(一) 区分 6	516 単位
		(二) 区分 5	470 単位
		(三) 区分 4	437 単位
		(3) 5 : 1 の場合	
		(一) 区分 6	465 単位
		(二) 区分 5	419 単位
		(三) 区分 4	386 単位
2 外部サービス利用型共同生活援助 (1日につき)		3 外部サービス利用型共同生活援助 (1日につき)	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	259 単位	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	242 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	212 単位	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	198 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	182 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	170 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	121 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	113 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	289 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	272 単位
3 受託居宅介護サービス費		3 受託居宅介護サービス費	
(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数		(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数	

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練 (機能訓練)	
機能訓練サービス費 (1日につき)	
イ 機能訓練サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	787 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	704 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	669 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	641 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	604 単位
ロ 機能訓練サービス費 (II)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	564 単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724 単位
ハ 基準該当機能訓練サービス費	787 単位
第 2 自立訓練 (生活訓練)	
生活訓練サービス費 (1日につき)	
イ 生活訓練サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	751 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	670 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	637 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	612 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	575 単位

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練 (機能訓練)	
機能訓練サービス費 (1日につき)	
イ 機能訓練サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	791 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	707 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	672 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	644 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	607 単位
ロ 機能訓練サービス費 (II)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	248 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	570 単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732 単位
ハ 共生型機能訓練サービス費	696 単位
ニ 基準該当機能訓練サービス費	696 単位
第 2 自立訓練 (生活訓練)	
生活訓練サービス費 (1日につき)	
イ 生活訓練サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	744 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	664 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	631 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	606 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	570 単位

ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)		ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	
(1) 所要時間1時間未満の場合	245 単位	(1) 所要時間1時間未満の場合	248 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	564 単位	(2) 所要時間1時間以上の場合	570 単位
		(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732 単位
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)		ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	271 単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合	268 単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	163 単位	(2) 利用期間が2年間を超える場合	162 単位
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)		ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	271 単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合	268 単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	163 単位	(2) 利用期間が3年間を超える場合	162 単位
ホ 基準該当生活訓練サービス費	751 単位	ホ 共生型生活訓練サービス費	661 単位
		ヘ 基準該当生活訓練サービス費	661 単位
第3 就労移行支援		第3 就労移行支援	
就労移行支援サービス費(1日につき)		就労移行支援サービス費(1日につき)	
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)		イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	
(1) 利用定員が20人以下	804 単位	(1) 利用定員が20人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	1,089 単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	935 単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	807 単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	686 単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	564 単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	524 単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	500 単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下	711 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	999 単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	841 単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	714 単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	627 単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	513 単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	464 単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	442 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	679 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	968 単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	817 単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	682 単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	592 単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	504 単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	443 単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	422 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	634 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	915 単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	776 単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	636 単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	540 単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	483 単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	414 単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	394 単位

(5) 利用定員が 81 人以上	595 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	883 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	740 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	597 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	495 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	466 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	387 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	369 単位
□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	524 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	710 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	609 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	526 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	447 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	367 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	341 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	325 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	467 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	655 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	553 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	469 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	412 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	337 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	304 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	437 単位	(7) 就職後 6 月以上定着率が 0	290 単位
		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	622 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	526 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	439 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	381 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	324 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	285 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	271 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	426 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	615 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	521 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	428 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	363 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	324 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	277 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	265 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	412 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	611 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	512 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	414 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	342 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	322 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	268 単位

		(七) 就職後6月以上定着率が0	256 単位
第4 就労継続支援A型		第4 就労継続支援A型	
就労継続支援A型サービス費(1日につき)		就労継続支援A型サービス費(1日につき)	
イ 就労継続支援A型サービス費(I)		イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	584 単位	(1) 利用定員が20人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	615 単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	603 単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	594 単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	586 単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	498 単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	410 単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	322 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	519 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	546 単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	536 単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	528 単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	521 単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	443 単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	364 単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	286 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	487 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	513 単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	503 単位

		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	496 単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	489 単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	415 単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	341 単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	268 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	478 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	503 単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	494 単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	487 単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	480 単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	408 単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	335 単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	263 単位
(5) 利用定員が81人以上	462 単位	(5) 利用定員が81人以上	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	487 単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	477 単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	470 単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	464 単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	393 単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	324 単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	255 単位
ロ 就労継続支援A型サービス費(II)		ロ 就労継続支援A型サービス費(II)	
(1) 利用定員が20人以下	532 単位	(1) 利用定員が20人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	560 単位

		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	549単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	541単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	534単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	454単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	373単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	293単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	474単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	499単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	490単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	483単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	476単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	403単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	332単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	261単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	440単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	464単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	455単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	448単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	442単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	375単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	309単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	243単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	431単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	454単位

		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	445単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	439単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	433単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	367単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	302単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	238単位
(5) 利用定員が81人以上	416単位	(5) 利用定員が81人以上	
		(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	438単位
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	430単位
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	424単位
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	418単位
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	354単位
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	292単位
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	229単位
第5 就労継続支援B型		第5 就労継続支援B型	
就労継続支援B型サービス費(1日につき)		就労継続支援B型サービス費(1日につき)	
イ 就労継続支援B型サービス費(I)		イ 就労継続支援B型サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	584単位	(1) 利用定員が20人以下	
		(一) 平均工賃月額が4万5千円以上	645単位
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	621単位
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	609単位
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	597単位
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	586単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	571 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	562 単位
		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	572 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	552 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	541 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	531 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	521 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	508 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	500 単位
		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	537 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	518 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	508 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	498 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	489 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	476 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	469 単位
		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	527 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	508 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	499 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	489 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	480 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	468 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	460 単位
□ 就労継続支援 B 型サービス費 (Ⅱ)	532 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	510 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	491 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	482 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	473 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	464 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	452 単位
(1) 利用定員が 20 人以下	532 単位	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	445 単位
		(1) 利用定員が 20 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	587 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	565 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	555 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	544 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	534 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	474 単位	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	520 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	512 単位
		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	523 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	504 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	494 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	485 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	476 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	464 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	457 単位
		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	486 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	468 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	459 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	450 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	442 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	431 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	424 単位
		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	476 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	458 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	450 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	441 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	433 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	422 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	415 単位
		(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	459 単位
(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	442 単位		
(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	434 単位		
(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	426 単位		

<u>《相談系サービス》</u> 第 1 計画相談支援費 イ サービス利用支援費	1,611 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	418 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	407 単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,310 単位	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	401 単位
		<u>《相談系サービス》</u> 第 1 計画相談支援費 イ サービス利用支援費	
		(1) サービス利用支援費 (I)	1,458 単位
		(2) サービス利用支援費 (II)	729 単位
		ロ 継続サービス利用支援費	
		(1) 継続サービス利用支援費 (I)	1,207 単位
		(2) 継続サービス利用支援費 (II)	603 単位
		注 1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定 単位数を算定する。	
		イ (1)を算定する場合 取扱件数(相談支援専門員 1 人当たりの 前 6 月間における計画相談支援対象障害者等の数(指定障害 児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されて いる場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談 支援対象保護者を含む。)の平均値をいう。以下同じ。)が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満 の部分について算定する。	
		ロ (2)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合におい て、40 以上の部分について算定する。	
注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	705 単位	注 2) 居宅介護支援費重複減算 (I)	

<p>注2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) 1,007 単位</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(Ⅰ) 552 単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 602 単位</p>
<p>注3) 介護予防支援費重複減算 112 単位</p>	<p>注3) 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(Ⅰ) 854 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費(Ⅱ) 125 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 904 単位</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 300 単位</p>
<p>注4) 介護予防支援費重複減算 112 単位</p>	<p>注4) 介護予防支援費重複減算</p> <p>継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、1月につき9単位を減算する。</p> <p>(経過的服务利用支援費・継続サービス利用支援費)</p> <p>※ 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助を除くサービスを利用する者に対しては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、以下のとおりとする。</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費(Ⅰ) 1,611 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費(Ⅱ) 806 単位</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,310 単位</p>

	<p>(2) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 655 単位</p> <p>注1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>イ (1)を算定する場合 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。</p> <p>ロ (2)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。</p> <p>注2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(Ⅰ) 705 単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 705 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 50 単位</p> <p>注3) 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(Ⅰ) 1,007 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費(Ⅱ) 202 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,007 単位</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 352 単位</p> <p>注4) 介護予防支援費重複減算</p> <p>サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、1月につき112単位を減算する。</p>
--	--

第2 障害児相談支援費		第2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位	イ 障害児支援利用援助費	
		(1) 障害児支援利用援助費 (I)	1,620 単位
		(2) 障害児支援利用援助費 (II)	811 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310 単位	ロ 継続障害児支援利用援助費	
		(1) 継続障害児支援利用援助費 (I)	1,318 単位
		(2) 継続障害児支援利用援助費 (II)	659 単位
		注1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
		イ (1)を算定する場合 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。	
		ロ (2)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。	
第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費	2,323 単位	地域移行支援サービス費 (I)	3,044 単位
		地域移行支援サービス費 (II)	2,336 単位
第4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	302 単位	イ 体制確保費	304 単位
ロ 緊急時支援費	705 単位	ロ 緊急時支援費	
		(1) 緊急時支援費 (I)	709 単位

		(2) 緊急時支援費 (II)	94 単位
《障害児通所支援》		《障害児通所支援》	
第1 児童発達支援		第1 児童発達支援	
児童発達支援給付費 (1日につき)		児童発達支援給付費 (1日につき)	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)		イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)	
(1) 利用定員が30人以下の場合	976 単位	(1) 利用定員が30人以下の場合	1,081 単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	917 単位	(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,000 単位
(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	858 単位	(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	925 単位
(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	800 単位	(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	855 単位
(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合	779 単位	(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合	826 単位
(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合	759 単位	(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合	800 単位
(7) 利用定員が81人以上の場合	737 単位	(7) 利用定員が81人以上の場合	774 単位
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合		ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が20人以下の場合	1,220 単位	(1) 利用定員が20人以下の場合	1,377 単位
(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,073 単位	(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,185 単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	987 単位	(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,070 単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	900 単位	(4) 利用定員が41人以上の場合	970 単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児 (法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。) に対し指定児童発達支援を行う場合		ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児 (法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。) に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が15人以下の場合	1,152 単位	(1) 利用定員が15人以下の場合	1,325 単位

(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	874 単位	(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	1,035 単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	798 単位	(3) 利用定員が21人以上の場合	919 単位
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）		ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	620 単位	(1) 主に小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）を支援する場合	
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	453 単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	827 単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	364 単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	557 単位
		(三) 利用定員が21人以上の場合	433 単位
		(2) (1)以外の場合	
		(一) 利用定員が10人以下の場合	703 単位
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	465 単位
		(三) 利用定員が21人以上の場合	360 単位
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	1,608 単位	(1) 利用定員が5人の場合	2,088 単位
(2) 利用定員が6人の場合	1,347 単位	(2) 利用定員が6人の場合	1,748 単位
(3) 利用定員が7人の場合	1,160 単位	(3) 利用定員が7人の場合	1,503 単位
(4) 利用定員が8人の場合	1,020 単位	(4) 利用定員が8人の場合	1,320 単位
(5) 利用定員が9人の場合	911 単位	(5) 利用定員が9人の場合	1,178 単位
(6) 利用定員が10人の場合	824 単位	(6) 利用定員が10人の場合	1,064 単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	699 単位	(7) 利用定員が11人以上の場合	833 単位

		へ 共生型児童発達支援給付費	560 単位
		ト 基準該当児童発達支援給付費	
		(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	664 単位
		(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	560 単位
第2 医療型児童発達支援		第2 医療型児童発達支援	
医療型児童発達支援給付費（1日につき）		医療型児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位	イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	386 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位	ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	498 単位
		ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	335 単位
		ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	447 単位

<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 473単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 355単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 276単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 611単位</p>	<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 区分1の1</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 656単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 331単位</p> <p>(2) 区分1の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 645単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 324単位</p> <p>(3) 区分2の1</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 609単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 304単位</p> <p>(4) 区分2の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 596単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 297単位</p> <p>ロ 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 区分1</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 787単位</p>
--	--

<p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 447単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 359単位</p> <p>ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 1,329単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,112単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 958単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 842単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 751単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 679単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 577単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 1,608単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,347単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1,160単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1,020単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 911単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 824単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 699単位</p>	<p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 529単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 410単位</p> <p>(2) 区分2</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 726単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 483単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 374単位</p> <p>ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 1,744単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,458単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1,255単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1,101単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 982単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 887単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 681単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 2,024単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,694単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1,457単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1,280単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 1,142単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 1,032単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 804単位</p> <p>二 共生型放課後等デイサービス給付費</p>
--	---

- (1) 授業の終了後に行う場合 427 単位
- (2) 休業日に行う場合 551 単位
- ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費
- (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)
- (-) 授業の終了後に行う場合 530 単位
- (二) 休業日に行う場合 654 単位
- (2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)
- (-) 授業の終了後に行う場合 427 単位
- (二) 休業日に行う場合 551 単位

注) イ(1)、(2)又はロ(1)を算定する事業所

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要

異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週1回以上
そううつ状態	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要

<p>第4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 916単位</p> <p>《障害児入所支援》</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740単位</p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 628単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,451単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740単位</p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954単位</p>	<p>第4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 988単位</p> <p>《障害児入所支援》</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 891単位</p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 779単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,606単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 891単位</p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 619単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,032単位</p>
--	--

<p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740単位</p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 727単位</p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 611単位</p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 550単位</p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 532単位</p> <p>(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 514単位</p> <p>(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 496単位</p> <p>(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 480単位</p> <p>(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 461単位</p> <p>(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 459単位</p> <p>(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 458単位</p> <p>(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 456単位</p> <p>(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 454単位</p> <p>(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 452単位</p> <p>(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 448単位</p> <p>(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 445単位</p> <p>(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 441単位</p> <p>(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 438単位</p> <p>(21) 入所定員が191人以上の場合 435単位</p> <p>ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p>	<p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 817単位</p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 779単位</p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 651単位</p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 581単位</p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 558単位</p> <p>(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 537単位</p> <p>(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 516単位</p> <p>(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 498単位</p> <p>(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 477単位</p> <p>(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 474単位</p> <p>(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 472単位</p> <p>(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 469単位</p> <p>(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 466単位</p> <p>(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 463単位</p> <p>(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 459単位</p> <p>(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 455単位</p> <p>(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 451単位</p> <p>(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 447単位</p> <p>(21) 入所定員が191人以上の場合 444単位</p> <p>ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p>
--	--

(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	787 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	718 単位
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	682 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	652 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	622 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	592 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,597 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

	679 単位		830 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	506 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	582 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	464 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	540 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	959 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	433 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	484 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	805 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	858 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	

あるとき	404 単位	あるとき	455 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	679 単位		731 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	679 単位		731 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）		(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	
	604 単位		644 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	559 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	599 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	495 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	526 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	481 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	507 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	466 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	489 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	450 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	470 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	435 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	453 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	419 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	435 単位
二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合		二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,433 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,587 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	507 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	583 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,055 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,134 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	467 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	879 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	957 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

	675 単位		752 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	430 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	481 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	759 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	811 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	407 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	458 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	727 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）		(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	
	601 単位		641 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	596 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	492 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	523 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	478 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	504 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	487 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	468 単位

(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	451 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	418 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	434 単位
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	715 単位	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	747 単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	733 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	718 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	702 単位
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合		イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	349 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	909 単位
ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 90 日目まで	355 単位	(-) 60 日目まで	417 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	323 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	381 単位
		(三) 91 日目以降 180 日目まで	349 単位

(三) 181 日目を降	291 単位	(四) 181 日目を降	317 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	163 単位	(一) 60 日目まで	204 単位
(二) 91 日目を降 180 日目まで	148 単位	(二) 61 日目を降 90 日目まで	188 単位
(三) 181 日目を降	133 単位	(三) 91 日目を降 180 日目まで	173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(四) 181 日目を降	158 単位
(一) 90 日目まで	968 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(二) 91 日目を降 180 日目まで	880 単位	(一) 60 日目まで	1,095 単位
(三) 181 日目を降	792 単位	(二) 61 日目を降 90 日目まで	997 単位
ハ 指定発達支援医療機関の場合		(三) 91 日目を降 180 日目まで	909 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	124 単位	(四) 181 日目を降	820 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位	ハ 指定発達支援医療機関の場合	
ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	885 単位
(一) 90 日目まで	136 単位	ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合	
(二) 91 日目を降 180 日目まで	124 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(三) 181 日目を降	112 単位	(一) 60 日目まで	151 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(二) 61 日目を降 90 日目まで	137 単位
		(三) 91 日目を降 180 日目まで	125 単位
		(四) 181 日目を降	113 単位
		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	

(一) 90 日目まで	968 単位	(一) 60 日目まで	1,071 単位
(二) 91 日目を降 180 日目まで	880 単位	(二) 61 日目を降 90 日目まで	973 単位
(三) 181 日目を降	792 単位	(三) 91 日目を降 180 日目まで	885 単位
		(四) 181 日目を降	796 単位

地域区分の見直しについて

○ 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し（障害者サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	15%	15%	12%	10%	8%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
(新設)							
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

<平成30年度以降>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	8%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

○ 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し（障害児サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
	20%	16%	15%	12%	10%	8%	3%	0%		
児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.44円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関) 10円									
放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.44円	10.23円	10円	
	(新設)									
保育所等訪問支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.32円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
	盲ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	ろうあ児の場合	当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円
	肢体不自由児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合	10円							
		肢体不自由児の場合	10円							
重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

<平成30年度以降>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
	20%	16%	15%	12%	10%	8%	3%	0%		
児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.44円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関) 10円									
放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.44円	10.23円	10円	
	(新設)									
住宅訪問型児童発達支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
保育所等訪問支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.32円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
	盲ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	ろうあ児の場合	当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円
	肢体不自由児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合	10円							
		肢体不自由児の場合	10円							
重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

<参考> 平成30年度以降の地域区分一覧 (H30~H32)

No	市町名	障害者		障害児	
		H29	H30	H29	H30
1	神戸市	4級地	4級地	4級地	4級地
2	姫路市	6級地	7級地	7級地	7級地
3	尼崎市	4級地	5級地	5級地	5級地
4	明石市	6級地	6級地	6級地	6級地
5	西宮市	3級地	4級地	3級地	3級地
6	洲本市	その他	その他	その他	その他
7	芦屋市	2級地	3級地	3級地	3級地
8	伊丹市	5級地	6級地	5級地	5級地
9	相生市	その他	その他	その他	その他
10	豊岡市	その他	その他	その他	その他
11	加古川市	6級地	7級地	7級地	7級地
12	赤穂市	その他	その他	6級地	7級地
13	西脇市	その他	その他	その他	その他
14	宝塚市	3級地	4級地	3級地	3級地
15	三木市	6級地	7級地	7級地	7級地
16	高砂市	6級地	7級地	その他	その他
17	川西市	5級地	5級地	5級地	5級地
18	小野市	6級地	7級地	その他	その他
19	三田市	5級地	5級地	5級地	5級地
20	加西市	6級地	7級地	その他	その他
21	篠山市	その他	その他	その他	その他
22	養父市	その他	その他	その他	その他
23	丹波市	その他	その他	その他	その他
24	南あわじ市	その他	その他	その他	その他
25	朝来市	その他	その他	その他	その他
26	淡路市	その他	その他	その他	その他
27	宍粟市	その他	その他	その他	その他
28	加東市	6級地	7級地	その他	その他
29	たつの市	その他	その他	その他	その他
30	猪名川町	5級地	6級地	その他	6級地
31	多可町	その他	その他	その他	その他
32	稲美町	6級地	7級地	その他	その他
33	播磨町	6級地	7級地	その他	その他
34	市川町	その他	その他	その他	その他
35	福崎町	その他	その他	その他	その他
36	神河町	その他	その他	その他	その他
37	太子町	その他	その他	その他	その他
38	上郡町	その他	その他	その他	その他
39	佐用町	その他	その他	その他	その他
40	香美町	その他	その他	その他	その他
41	新温泉町	その他	その他	その他	その他